第十一・五条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第十一・六条　第一・八条2及び第十六章の規定の不適用

第一・八条2及び第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　知的財産

第十二・一条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2　両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3　この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害するものではなく、また、それらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

第十二・二条　定義

この章に規定する「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての種類の知的財産をいう。

第十二・三条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

(b)　「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

(c)　「知的財産の保護」には、第十二・十二条に規定する不正競争の防止を含む。

第十二・四条　手続事項

1　各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求してはならない。

3　2の規定にかかわらず、各締約国は、次のものを要求することができる。

(a)　署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b)　自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出（当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する理由を明記する。）

4　いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

5　各締約国は、弁理士制度又は知的財産権登録認定代理人制度を改善するよう努める。

6　各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

7　各締約国は、次の事項を含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。

(a)　出願人に対し、書面により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。

(b)　出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c)　出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会

(d)　利害関係者が次のことを行う機会（自国の法令に規定する場合に限る。）

(i)　出願又は登録に対して異議を申し立てること。

(ii)　登録の取消し又は無効を求めること。

第十二・五条　透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次のことを行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a)　少なくとも次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている関連する情報を要請に応じて少なくとも利害関係者に提供すること。

(i)　特許を付与する意図又は特許の出願及び付与

(ii)　実用新案の登録

(iii)　意匠権を付与する意図又は意匠の登録

(iv)　商標の登録又は登録出願

(b)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第十二・六条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十二・七条　特許

1　各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もっとも、この条の規定は、自国の法令に従い、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

2　各締約国は、特許出願人が、自国の法令に定める期限内に、自己の発意により、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保する。

第十二・八条　意匠

各締約国は、物品の全体及び適当なときは部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を与える。

第十二・九条　商標

1　各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図若しくは当該広く認識されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合又はそのような使用の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

注釈　各締約国は、商標が広く認識されている商標であるか否かを自国の法令に従って決定することができる。

2　各締約国は、合理的な理由があること及び手続上の要件に従うことを条件として、出願人が権限のある当局に対しその商標登録出願の審査を速やかに行うよう求める要請を提出することができることを確保する。このような要請が提出された場合において、適当なときは、権限のある当局は、当該商標登録出願の審査を速やかに行う。